

## 議 事 録

会議名	令和4年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 令和4年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	令和4年7月26日（火）10:00～12:20		
開催場所	寒川町役場本庁舎3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：飯野、齋藤（宙）、杉崎（欠席：入澤、坂元、齋藤（昭）） 事務局：野崎（総務部長）・伊藤（総務課長）・辻井（総務課行政管理担当主査）・ 武田（総務課行政管理担当） 傍聴者：なし		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について（諮問） （寒川町個人情報保護法施行条例及び寒川町個人情報保護審査会条例の制定について） 第3号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第4号 令和3年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況 第5号 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第6号 その他		
決定事項	第1号 飯野会長、杉崎委員を指名。 第2号 諮問のとおり承認、ただし付帯意見あり。 第3号～第5号 報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 （一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度への対応について 資料番号2：公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方 資料番号3：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号4：令和3年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号5：令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	飯 野 守 杉 崎 清（令和4年9月9日確定）		

## 議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長
2. あいさつ 野崎総務部長  
飯野会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中3名の出席により会議の成立要件を満たしていること、また、傍聴希望者がいない旨を報告した。

※ 会長より、本来ならば6名の委員が集まり議論する場であり、今回の諮問内容が制度の根幹に関わる重要事項であることも考慮すると、6名全員が集まり議論することが望ましい旨指摘があった。

※ 総務部長より会長へ、議事第2号に係る町長からの諮問書を手交した。

### 3. 議事

#### 第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として杉崎委員及び飯野会長を決定した。

#### 第2号 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について（諮問）

【説明】 事務局より、資料に基づき説明（資料番号1及び2）

【質疑・意見】 （凡例） ◎：委員、→：事務局

◎ 条例案は何をもとに作成したのか。

→ 国（個人情報保護委員会）から示されている個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等を基に作成している。

◎ ガイドラインとはどのようなものか。ガイドラインは配付されていないが、配付資料にガイドラインの内容は組み込まれているのか。

→ ガイドラインは行政機関等向けに条文の解釈等を示したものである。国から示されている情報で重要な情報、条例制定にあたり必要な情報については配付資料に記載している。

◎ 去年の会議において、国からガイドラインが示されたらそれに基づいて町の考え

方等を検討していくという話があったので、ガイドラインが国から示されて時点で、本審議会に対しそのガイドラインがどのようなものか知らせておくべきであった。

- ◎ 本審議会は廃止され、審査会の方に役割を移行するという考えでよろしいか。
  - 本審議会は、個人情報保護制度運営審議会と情報公開制度運営審議会を兼ねて開催しており、委員についても兼務していただいている。お示ししている条例案のとおり運用することとなれば個人情報保護制度運営審議会は令和 4 年度をもって廃止されることとなるが、情報公開制度運営審議会は存続するものなので、寒川町情報公開条例に基づく情報公開制度についての諮問事項が生じたときは、引き続き情報公開制度運営審議会に諮問し、答申をいただくことになる。
  
- ◎ 寒川町個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第 4 条第 6 項で審査会の会議を非公開とする旨規定しているが、第 3 条第 2 号に係る部分（個人情報の適切な取扱いを確保するための諮問に応じた調査審議）については非公開とする理由はないのではないかと。
  - ご指摘のとおりかと思う。審査会条例第 4 条第 6 項の規定について検討し、第 3 条第 2 号の部分については公開する方向に改める。
  
- ◎ 改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）の規定により、地方公共団体で個人情報保護制度に関する運用等の判断は許容されることがなくなるが、現在のような諮問という形でなく、例えば個人情報保護に関する意見を聴く場、個人情報保護制度の運用について決定した際の報告の場として審議会を機能させるということもできたかと思う。
  
- ◎ 条例案では改正法第 129 条の規定により諮問できる機関を審査会に持たせるよう規定しているが、会議体としての役割や性質から見て、審議会に機能を持たせるのが妥当ではないかとも考えられる。
  - 寒川町個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の規定により、現行の審議会は、町民の方も委員になることができることから、専門的な知見に基づく意見と共に町民目線の意見を聴く機関としての性質を有している。一方で審査会は、個人情報保護制度に関する見識を有する者を委員の要件としており、改正法第 129 条において諮問できる場合として「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と規定していることから、審査会に同条に基づく諮問機関としての機能を持たせることが妥当であると判断したところである。
  - また、これまでは、審議会は寒川町の個人情報保護制度について諮問に応じて審議する役割を、他方で、審査会は審査請求があったときにその内容を審査する役割を担ってきたため、制度の構築に携わる審議会と制度を運用する審査会を兼ねることはできなかったが、改正法施行後は、改正法の規定及び個人情報保護委員会から示されるガイドライン等により構築された制度を運用することになるため、審査会に改正法第 129 条に基づく諮問機関としての機能を持たせることは問題ないと考えている。

- ◎ 事務局からの説明で、審査会に改正法第 129 条に基づく諮問機関としての機能を持たせる考えに至った背景は理解できたが、現行の審議会、審査会の会議体としての性質から見て、若干の違和感があるように感じる。審査会に機能を持たせた方が改正法の趣旨に合うことは理解できるが、他の自治体でも審議会を存続させる例があるので、慎重に検討を重ねてほしい。
  
- ◎ 個人情報取扱事務登録簿について、今までの活用実績や実務的なところから判断した上での廃止という説明は理解ができる。
  
- ◎ 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の違いは。
  - 帳票作成の対象が、個人情報記録されているデータそのものに対してか、個人情報を取扱う事務に対してかの違いである。町民税の課税事務を例にすると、今までの個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）では「町民税課税事務」として事務ごとに帳票を作成していたが、個人情報ファイル簿は事務単位でなく課税するための情報をまとめたもの、例えば課税台帳や納付台帳など、個人情報を記録したデータに対し帳票を作成することになる。
  - また、登録簿については取扱う個人情報の数に制限を設けず作成、公表していたが、個人情報ファイル簿については取扱う個人情報の数が 1,000 人以上のデータについてのみ作成、公表することになる。
- ◎ 帳票の内容の違いは。
  - 個人情報ファイル簿の標準例が個人情報保護委員会から示されているが、帳票に記載する内容について特段違いはないものと考えている。
- ◎ 県内の自治体で登録簿を残す判断をしている市町村があると考え、登録簿を残すメリットや登録簿を廃止することによって生じる可能性のあるデメリットについて適切な説明ができる必要があると考える。
  
- ◎ 開示請求に対する開示の決定期限について改正法において 30 日と規定しているのに対し、条例案では 15 日と改正法より短い期間で規定しているがその理由は。
  - 現行条例を踏襲したため、また、寒川町個人情報保護条例で規定している公文書公開請求に対する公開の決定期限との整合性を図るため 15 日を期限として規定した。
  
- ◎ 匿名加工情報について、利用の募集は義務なのか。
  - 改正法の本則では義務付けされているが、附則において都道府県及び政令指定都市以外はその義務付けが解除されているため、利用の募集は義務となっていない。
- ◎ 附則における義務付け解除の規定は、いずれ改められ募集が義務となることになるのか。
  - 今のところその点に関して国から言及はない。
  
- ◎ 欠席の委員から諮問案件に対する意向は聞いているか。
  - 事前に欠席の委員へ議事第 2 号に関する資料は送付しているが、意見がある旨は伺っていない。

◎ 欠席の委員3名の議事第2号に対する異議は無しということで承知した。

#### 答申書の取扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長監修のうえ全ての委員に送付。各委員は、答申(案)に対する意見を送付時に指定する期日までに事務局に伝えた。委員の了承が得られればこれを答申として提出していく旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

第6号 令和3年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況

第7号 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】一括報告とし、事務局より資料に基づき説明(資料番号3,4,5)

第8号 その他

特になし。

4. 閉会 飯野会長